**講演抄録「子どもの権利条約と表現規制に関する整理と展望」**

2019年8月24日　文京シビックセンター・スカイホール

講師：平野裕二（ARC＝Action for the Rights of Children）

主催：特定非営利活動法人うぐいすリボン

**１．子どもの権利条約、子どもの権利委員会、選択議定書（OPSC）**

子どもの権利条約が各国で守られているかどうかチェックする機関として子どもの権利委員会があります。この条約を批准している国は定期的に報告書を委員会に提出しなければなりません。委員会の出す見解に法的拘束力はありませんが、各国が推薦した委員が参加しているため、条約締結国は委員会の勧告に従わない場合はなぜ勧告を遵守しないのか説明責任が求められます。

　子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子供の権利条約の選択議定書（以下OPSC）においては、「現実の若しくは疑似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現」を「児童ポルノ」と定義しています。また、この「児童ポルノ」の製造や頒布、輸入、輸出、提供、販売、またこれらの目的に基づいた所持に対して条約締結国は犯罪化を行わなければならない義務を負うとされています。

　委員会に条約締結国は子どもの人権状況について定期的に報告を行わなければなりません。具体的な報告の形式や内容について定めている2006年に改定された「OSPC報告ガイドライン」において、締結国は児童ポルノの製造や流通状況についての情報を利用可能なデータを用いて報告を行うとされています。この中には「児童ポルノを描写し、提供しまたは宣伝する写真、ビデオ、動画またはアニメ製品（例えばマンガ等）を掲げたインターネットサイト」も児童ポルノの中に含まれるとする条文があり、子どもの権利委員会が児童ポルノの定義をどのように考えているかについて示唆を与えています。

**２．関連国際条約等の児童ポルノ関連規定**

　欧州評議会や欧州連合の国際条約等の児童ポルノ関連規定においては、「写実的（realistic）」な非実在の子どもの画像については児童ポルノとして定義されていますが写実的ではないマンガ（cartoons）については直接的な言明はありません。また、非実在青少年のポルノグラフィーについての規定は各国の判断により留保が可能となっており、非実在の部分の犯罪化というのは、ヨーロッパの、あるいはヨーロッパ以外の、全ての国において行われているわけではないこと、全ての国において受入れ可能ではないということを、想定してのことだろうと思います。

　国際労働機関（ILO）などの国際機関やECPATをはじめとする国際NGOが共同で作成・発表した「性的搾取および性的虐待から子どもを保護するための用語法ガイドライン」（ルクセンブルク・ガイドライン、2016）においては「コンピューターにより／デジタル的に生成された子どもの性的虐待表現物」には「疑似写真、コミック、図画およびマンガ・アニメ等のカートゥーン」も含まれる場合があるとされ、それらが児童を搾取目的で誘うために使用される可能性があることや、現実的なファンタジーを煽り、性的略奪者の性癖を奨励し、子どもの性的虐待表現物の市場の維持寄与すること、子どもの性的対象化に対する寛容な文化をつくりだし、需要を生み出す等の理由で有害であると指摘されています。

　なお、国連・表現の自由に関する特別報告者（Frank La Rue氏）による2014年の報告書においては、大人の権利の制限を正当化するために子どもを守るという主張が利用されるようになってきていることについて注意喚起が行われています。たとえばロシアの同性愛宣伝禁止法のように、子どもの保護という主張が、性的少数者についての情報へのアクセスを制限するために、またそれによってセクシュアルマイノリティへの差別を正当化するために利用されているという指摘もなされています。

**３．国連・子どもの権利委員会「OPSC実施ガイドライン」草案**

　国連・子どもの権利委員会「OPSC実施ガイドライン」草案（2019年2月）では、児童ポルノは視覚的な表現物だけでなく、音声表現物やデジタルメディア表現、実演、印刷またはオンライン上の文書及びおよび彫刻、玩具または装飾品などの有形物が含まれるとされています。また、図画、カートゥーンを含めた実在しない子どもの写実的表現を含むあらゆる形態の子どもの性的虐待表現物を法律で禁止するよう締結国に勧告するとされています。

子どもの権利委員会においてガイドラインそのものは第81会期（2019年5月～6月）に採択済みですが未公開です。実施ガイドラインは、報告をどのように行うかについて具体的に定めた「報告ガイドライン」と、子どもの権利委員会の正式な見解を示した「一般的意見」との中間的なものとして位置づけられます。つまり、特定のテーマについて、条約をどのように解釈するべきか、条約に定められたことについてどのように実施していくべきか、それらについての委員会の見解を示したものです。

今年2月に委員会が出した「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」（2019）では、「性的目的で子どもの性的部位を描いたあらゆる表現の製造、流通、配布、提供、販売、これらの表現へのアクセス、その閲覧および所持を犯罪化すること」が日本政府に対して勧告されました。

ほかの国々に対しては、もっと踏み込んだ勧告が行われた例もあります。2010年のベルギーに対する勧告では、児童ポルノの定義が「子どもを視覚的に表現したものに限られていること」に懸念が表明され、「性的行為に従事する子ども」や「主として性的目的で子どもの性的部位を描いたあらゆる表現が対象とされることを確保」するために、刑法を改正するように求めています。児童ポルノは視覚的情報に限られたものではないという委員会の見解は、少なくとも2010年の段階からこのような形で明らかにされていたことになります。

2011年のベラルーシに対する勧告では、「バーチャルな児童ポルノ、あからさまに性的活動に従事する子どもを描いているわけではない子どもの挑発的描写（児童エロチカ）を含む児童ポルノを配布し、輸入、輸出し、提供し、販売し、または情を知ってこれにアクセスもしくはこれを閲覧すること」や「これらのいずれかの行為を推奨する資料の製造および配布」を「犯罪化するべきである」とされています。

同じく2011年、スウェーデンに対しても、「子どもの性的虐待を描写した文字情報や音声が禁じられていないこと」や、「子どもの第二次性徴期の発達が終了しているとき、または子どもが未成年であることが写真および付帯状況から明らかでないとき」~~、~~に児童ポルノの描写や配布、購入、譲渡が犯罪化されていないこと、児童ポルノ関連の犯罪が性犯罪ではなく「公の秩序」犯罪と位置付けられてしまっていること、個人閲覧用のクラフトスケールの制作およびその後の所持が犯罪化されていないこと、児童ポルノの輸出入が犯罪化されていないことなどに対して「深い懸念」が表明されています。このように、スウェーデンに対しては具体的に細かく勧告がなされています。

2015年のスイスに対する勧告では「情報通信技術を利用して性的目的で子供を勧誘すること（グルーミング）および性的メッセージまたは写真を交換すること（セクスティング）を特に取り上げた法律が定められていないこと」に対して懸念が表明され、犯罪化するよう勧告がなされています。また、児童ポルノの定義に、裸の子どもを映しているものの特定の文脈に照らしてポルノ的とはみなされない画像およびビデオの製造、販売、および配布が含まれていないこと、16歳までの子どもしか保護の対象としていない規定があることに対して懸念が表明されています。必ずしも性的虐待表現物ではなくても、子どもの裸が映っているだけの表現物についても状況によっては規制をするべきであると委員会は主張しているようにも思えます。

いずれにしても、子どもに対する性的虐待を記録したものという従来の児童ポルノの概念から定義を広げていこうとする傾向はあると言えそうです。委員会が今後、アニメーションのような表現に対してまで刑事罰を伴う禁止を勧告していくのかは現時点ではわかりません。実施ガイドラインについては公開後に改めて検討したいと思います。以上で報告を終わります。

**質疑応答**

*・スウェーデンに対する勧告の中で児童ポルノが性犯罪ではなく、公の秩序に対する犯罪と規定されていることに対して懸念が示されていました。これをそのまま読むと、委員会は児童ポルノに関する犯罪は性犯罪としなければならないという見解を示しているのかなと思いましたがいかがでしょうか。*

―委員会としては、児童ポルノ関連の犯罪は子どもの人権侵害にほかならず、わいせつ物陳列罪のような犯罪とは性質が異なるという見解を持っているのだと思います。保護法益という点で言えば、社会的法益ではなく、子どもの個人的法益であると強調したかったのではないでしょうか。

*・補足して質問なのですが、そのように保護法益を位置付けることを勧告する一方で、マンガや小説の非実在児童の描写の児童ポルノに含めるように勧告するというのは、矛盾があるように思うのですが、その辺り委員会はどう考えているのでしょうか。*

―おっしゃる通りで、法益をどのように捉えるべきかという点について、委員会が厳密さを欠いているのではないかと思う部分もあります。

*・欧州での非実在児童ポルノの規定に関しては「写実的」なものに限られていると読めるのですが、この点についてお教えいただけると幸いです。*

―欧州では、写実的な非実在の児童のポルノグラフィーに関しては規制しなければならないというコンセンサスが形成されてきているように思います。一方、写実的ではないマンガ・アニメ等については、もちろん禁止すべきだという意見もあり、子どもの権利委員会もそちらの意見に引きずられてきているような印象もありますが、そこまで言いきることもできていないという現状があります。例えば、アニメ等について委員会が好ましくないとして言及したとしても、処罰すべきだという話になるとレベルの違う話になってきますので、そういうものも刑事処罰の対象にするべきだというところまではなかなか簡単にはいかないのではないのかなと考えています。

*・ほかの国に対する所見についてですが、委員会は視覚表現だけでなく、音声表現や文字表現まで児童ポルノの定義を広げようとしているように思われます。これらの表現には飛躍があるように思われ、児童ポルノの定義が際限なく広がり自由な表現が脅かされるという危険な兆候であるように思われます。その点について見解をお聞きしたいと思います。*

―おっしゃる通りで飛躍があると思います。委員会が表現の自由とのバランスをどこまで厳密に考えているのかどうか疑問に感じる部分です。委員会が「文字情報」という子どもの性的虐待をある程度具体的に報じるルポルタージュなどまで含むものとして考えているのか、子どもを性的に虐待するよう奨励する文書などに限定して考えているのかも、委員会は文書で明白に言及していないため、判然としません。「性的虐待表現物の文字情報」と限定なしに言うのは概念を安易に広げすぎではないかと思いますし、日本政府も児童ポルノは視覚的描写に限定するべきだという趣旨の指摘を提出しております。それを委員会がどのように受け止めたかという点については公表されたガイドラインをチェックしないとわかりません。各国に対する所見の中で表明された勧告や懸念がそのまま委員会の見解として体系化されていくわけではありませんが、安易に概念を拡大していくと、法律文書である条約を解釈する委員会としての資質を疑われる可能性もあると思います。子どもの権利を守る委員会として条約を時代に合わせて解釈していくということは当然必要であると思いますが、それは法的に理屈が通る形でやっていかなければなりません。

*・子どもの権利委員会の意見を見ていますと、年齢の近い子ども同士のセックスについて罰してはならないとか、あるいは子どもが自分の画像をとって「製造」してしまった時にこれを児童ポルノとして本人を罰するのは酷だからしてはならないとか、性的な行為を実践している子どもたちには適切な気遣いがある反面で、例えば子ども時代や思春期の自分の気持ちを整理するために絵を描いたり文章を書いたり読書をしたりすることや、性について同人活動のような表現を通じて考えようということに対してはほとんど配慮がないように見えます。このアンバランスさが、ちょっと不思議だったのですが、これはどこに起因しているのでしょうか。*

―思春期に達した子どもがセックスをすることもあるというのは委員会としても当然理解をしています。その過程で望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症等の問題が生じており、性教育をはじめとする対策が必要だということは委員会としてもずっと強調してきました。しかし、性的表現を通じて救われる子どもがいるということは委員会としてはあまり想像がつきにくいのではないかと感じています。子どもが性に関する客観的な情報にアクセスできなければならないことは委員会としても理解していますが、性的ファンタジーを子ども自身が享受するということについては、その意味合いをあまり認識していないと考えられます。それをどのように理解してもらうかについてもなかなか難しいところです。例えばセクシュアルマイノリティにとって性的表現が重要であるということは委員会も言われればわかるとは思われますので、今後理解を深めていってほしいところでもあります。

抄録作成：伊藤直登 (早稲田大学政治経済学部)

うぐいすリボン学習会「子どもの権利条約と表現規制に関する整理と展望」

児童ポルノをめぐる国連・子どもの権利委員会の議論の概観

2019年８月24日

平野裕二（ARC＝Action for the Rights of Children）

https://www26.atwiki.jp/childrights/

**１．子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（OPSC）**

* OPSCの関連条項（政府訳）
* ２条（c）（定義）

「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

Child pornography means any representation, by whatever means, of a child engaged in real or simulated explicit sexual activities or any representation of the sexual parts of a child for primarily sexual purposes.

* ３条１項（c）（犯罪化義務）

前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

Producing, distributing, disseminating, importing, exporting, offering, selling or possessing for the above purposes child pornography as defined in article 2.

* 国連・子どもの権利委員会によるOPSC報告ガイドライン（改訂版、CRC/C/OPSC/2、2006年９月29日採択）

※旧ガイドライン（CRC/OP/SA/1、2002年２月１日採択）にはこのような詳細かつ具体的な内容は記載されていない。

12．報告書では、実際に18歳未満である者または18歳未満のように見える者を登場させているポルノグラフィー（pornography featuring persons actually or apparently under the age of 18）が締約国の領域内で製造され、輸入され、配布されまたは消費されている程度、および、児童ポルノ（以下のものを含む）の製造、輸入、配布または消費の増減が測定されまたは発見されている場合には当該増減に関する、利用可能な情報を要約して示すべきである。

1. 写真その他の印刷媒体（Photographs and other printed materials）
2. ビデオ、動画および電子記録媒体（Videos, motion pictures and electronically recorded materials）
3. 児童ポルノを描写し、提供しまたは宣伝する写真、ビデオ、動画またはアニメ製品（例えばマンガ等）を掲げたインターネットサイト（Internet sites containing photographs, videos, motion pictures or animated productions (e.g. cartoons) depicting, offering or advertising child pornography）
4. 実演（Live performances）

**２．関連国際条約等の児童ポルノ関連規定**

（１）欧州評議会・サイバー犯罪条約（2001年）

第９条　児童ポルノに関連する犯罪

１　締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

1. コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。
2. コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
3. コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。
4. 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。
5. コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

２　１の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。

1. 性的にあからさまな行為を行う未成年者
2. 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者
3. 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像

３　２の規定の適用上、「未成年者」とは、18歳未満のすべての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢（16歳を下回ってはならない。）の者のみを未成年者とすることができる。

４　締約国は、１d及びe並びに２b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

（２）欧州連合・子どもの性的搾取および児童ポルノとの闘いに関する枠組決定（2003年）

第１条（定義）

　この枠組決定の適用上、

* 1. 「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。
  2. 「児童ポルノ」とは、次のいずれかを視覚的に描写しまたは表現したポルノ的資料をいう。
     1. 性的にあからさまな行為に関与しもしくは従事する実在の子ども（子どもの性器または陰部をみだらに陳列することも含む）。
     2. (i)に掲げられた行為に関与しもしくは従事する、子どものように見える実在の者。
     3. (i)に掲げられた行為に関与しもしくは従事する非実在の子どもの写実的画像。

（後略）

第３条（児童ポルノに関わる犯罪）

１．各加盟国は、次の行為（コンピュータ・システムを利用して行なわれるか否かは問わない）が故意におよび権限なしに行なわれたときは処罰対象とされることを確保するため、必要な措置をとる。

* 1. 児童ポルノを製造すること。
  2. 児童ポルノを頒布し、配布しまたは送信すること。
  3. 児童ポルノを提供し、またはその利用を可能にすること。
  4. 児童ポルノを取得しまたは所持すること。

２．加盟国は、児童ポルノに関わる行為が次の条件を満たすときは、その刑事責任を問わないことができる。

* 1. 第１条（b）(ii)について、子どものように見える実在の者が、描写が行なわれた時点で現に18歳以上であったとき。
  2. 第１条（b）(i)および(ii)に関わる製造および所持について、性的同意年齢に達した子どもの画像が、その同意を得ておよび自分たち自身の私的利用のみを目的として製造および所持されるとき。ただし、同意の存在が立証されても、同意を得る際にたとえば年長であること、成熟していること、立場、地位、経験または加害者への被害者の依存が濫用されたときは、当該同意は有効と見なされない。
  3. 第１条（b）(iii)について、当該ポルノ的資料が製造者自身の私的利用のみを目的として製造者によって製造および所持される場合であって、その製造のために第１条（b）(i)および(ii)のポルノ的資料がいっさい用いられていないとき。ただし、当該行為に当該資料の配布のおそれがともなわないことを条件とする。

（３）欧州連合・子どもの性的虐待および性的搾取ならびに児童ポルノとの闘いに関する欧州議会および欧州理事会の指令2011/92/EU（2011年、前掲枠組み決定に代わるもの）

前文（抜粋）

（3）子どもの性的虐待の画像から構成される児童ポルノならびに他の特に深刻な形態の子どもの性的虐待および性的搾取が、新たなテクノロジーおよびインターネットの利用により増加しかつ拡大しつつある。

（9）児童ポルノには、成人による子どもの性的虐待を記録した画像がしばしば含まれる。また、性的にあからさまな行為に関与する子どもの画像または子どもの性器の画像が含まれる場合もある（そのような画像が主として性的目的で製造されまたは使用され、かつ子どもが承知しているか否かにかかわらず悪用される場合）。さらに、児童ポルノの概念は子どもの写実的な画像も対象とするものである（子どもが性的にあからさまな行為に関与しており、または主として性的目的でそのような行為に関与しているように描写される場合）。

第２条（定義）

　この指令の適用上、

* 1. 「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。
  2. （略；性的同意年齢）
  3. 「児童ポルノ」とは次のいずれかのものをいう。
     1. 実際のまたは擬似的な性的にあからさまな行為に関与する子どもを視覚的に描写したすべての資料
     2. 主として性的目的による、子どもの性器のあらゆる描写
     3. 実際のまたは擬似的な性的にあからさまな行為に関与する、子どものように見える者を視覚的に描写したすべての資料、または主として性的目的による、子どものように見える者の性器のあらゆる描写
     4. 性的にあからさまな行為に関与する子どもの写実的画像、または主として性的目的による子どもの性器の写実的画像

（後略）

第５条（児童ポルノに関わる犯罪）

※科すべき最低刑が規定されている以外は枠組み決定と大きな違いがないため省略。

（４）欧州評議会・性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約（2007年）

第20条－児童ポルノに関わる犯罪

１．各締約国は、権限なしに故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

* + 1. 児童ポルノを製造すること。
    2. 児童ポルノの提供を申し出、またはその利用を可能にすること。
    3. 児童ポルノを頒布しまたは送信すること。
    4. 自己または他人のために児童ポルノを取得すること。
    5. 児童ポルノを所持すること。
    6. 情報通信技術を通じ、情を知って児童ポルノにアクセスすること。

２．この条の適用上、「児童ポルノ」とは、現実のもしくは擬似のあからさまな性的活動に従事する子どもを視覚的に描写したあらゆる資料または子どもの性器を主として性的目的で描写したあらゆる表現をいう。

３．各締約国は、１aおよびeの規定の全部または一部を、次のポルノ的資料の製造および所持について適用しない権利を留保することができる。

* 当該ポルノ的資料が、実際には存在しない子どもの擬似描写または写実的画像のみによって構成されているとき。
* 関与する子どもたちが第18条第２項を適用して定められた年齢に達しており、かつ、当該画像がその同意を得ておよび自分たち自身の私的利用のみを目的として製造および所持されるとき。

４．各締約国は、１fの規定の全部または一部を適用しない権利を留保することができる。

（５）性的搾取および性的虐待から子どもを保護するための用語法ガイドライン（ルクセンブルク・ガイドライン、2016年）

* 「ポルノグラフィー」には合法的表現物というニュアンスがともなうことなどの理由により、可能なかぎり「児童ポルノ」という用語を避け、「子どもの性的虐待表現物」（child sexual abuse material：子どもの性的虐待行為を描写した／子どもの性器に焦点を当てた表現物）や「子どもの性的搾取表現物」（child sexual exploitation material：より幅広く、子どもを描写した他のすべての性的対象化表現物）を使用するよう提唱。
* 「コンピューターにより／デジタル的に生成された子どもの性的虐待表現物」（Computer / digitally generated child sexual abuse material）には「擬似写真、コミック、図画およびマンガ・アニメ等のカートゥーン」（pseudo photographs, comics, drawings, and cartoons such as manga and anime）も含まれる場合があるとし、子どもに対する身体的危害を必ずしもともなうものではないにせよ、(i) 搾取目的で子どもを誘うために用いられること、(ii) きわめて現実的なファンタジーを煽り、性的略奪者の性癖を奨励し、子どもの性的虐待表現物の市場の維持寄与すること、(iii) 子どもの性的対象化に対する寛容の文化をつくりだし、需要を生み出すことなどの理由で有害であると指摘。
* 「児童エロチカ」（child erotica：子どもがセミヌードまたはヌードでポーズをとる、子どもの性的対象化を強調する画像）については、子どもの性的対象化が明確である場合には「子どもの性的搾取表現物」という用語を用いることを勧告。

（６）（参考）国連・表現の自由に関する特別報告者（Frank La Rue氏）による報告書

* 「表現の自由に対する子どもの権利」（A/69/335、2014年８月21日）

https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/258.html

52．子どもを保護しなければならないという主張は、情報への子どものアクセスのみならずおとなの権利に対する制限をも正当化するために子どもがますます利用されるようになってきているという、新たなパターンの一部となっている。多くの場合、制限は、子どもを有害な情報から保護したいという、真摯なかつ善意に基づく願いに根ざしたものであるが、差別および検閲を擁護するために子どもが利用される場合もある。

53．もっとも憂慮されるのは、子どもを保護しなければならないという主張が、たとえばレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダーに関する問題についての情報へのアクセスを妨げるために、またそれによってセクシュアルマイノリティへの差別を正当化するために利用されていることである。（後略）

**３．国連・子どもの権利委員会「OPSC実施ガイドライン」草案**

* 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書に実施に関するガイドライン草案（2019年２月）

※第81会期（2019年５～６月）に採択済みだが未公開。

* パラ61：OPSC第２条で「手段のいかんを問わない」（by whatever means）とされているのはさまざまな媒体で入手可能な広範な表現物を反映しているとして、とくに「視覚的表現物（写真、動画、図画およびカートゥーンなど）；音声表現；あらゆるデジタルメディア表現；実演；印刷またはオンライン上の文書；および有形物（彫刻、玩具または装飾品など）」（visual material such as photographs, movies, drawings and cartoons; audio representations; any digital media representation; live performances; written materials in print or online; and physical objects such as sculptures, toys, or ornaments）も含まれると指摘。
* パラ62：実在しない子どもの写実的表現（realistic representations of non-existing children）を含むあらゆる形態の子どもの性的虐待表現物（child sexual abuse material）を法律で禁止するよう締約国に勧告。
* パラ63：「擬似のあからさまな性的な行為」は、「いかなる者であれ現実のもしくは擬似のあからさまな性的な行為を行う子どものように見える者を描写しもしくはその他の形で表現したすべての表現物（オンラインかオフラインかを問わない）および／または性的にあからさまな行為を行う子どものバーチャルな描写」（any material, online or offline, that depicts or otherwise represents any person appearing to be a child engaged in real or simulated sexually explicit conduct and realistic and/or virtual depictions of a child engaged in sexually explicit conduct）を含むものとして解釈するべきである旨の見解を表明。「このような描写は、子どもの性的対象化が正常なものとして捉えられることを助長し、かつ子どもの性的虐待表現物の需要を煽る」ためである。
* パラ64：同様の理由から、「主として性的目的による子どもの性的部位（子どもの性器の写実的な画像を含む）のあらゆる表現」（any representation of the sexual parts of a child, including realistic images of the sexual organs of a child, for primarily sexual purposes）も犯罪とすべきであると指摘。「主として性的目的による」ものかどうか定かでない場合には、当該表現が使用される文脈を考慮することが必要であるとする。
* パラ65：「児童ポルノ」という用語は性的搾取・虐待の被害を受けている子どもの現実とかけ離れていると指摘。
* パラ66：そのため、法律・政策においては可能なかぎり「ポルノ的パフォーマンスおよび表現物における子どもの使用」（use of children in pornographic performances and materials）、「子どもの性的虐待表現物」、「子どもの性的搾取表現物」等の用語を使用するよう勧告。
* パラ67：児童ポルノ関連のその他の行為（ポルノ的パフォーマンスに参加させるために子どもを募集したりすること、子どもが参加するポルノ的パフォーマンスに情を知って参加することなど）も犯罪化するよう奨励。
* パラ68：児童ポルノの単純所持の犯罪化を強く勧告。
* パラ69：OPSCで定められた犯罪を宣伝する表現物の製造・頒布等を犯罪化する必要性を指摘。
* パラ70：いわゆる「自己生成の性的コンテンツ／表現物」（self-generated sexual content/material）に対応する際の配慮について説明。
* 委員会が行なった意見募集の結果、個人からの意見書としては草案パラ61～63にとくに関連するものが200件以上にのぼり、その多くはパラ64にも言及していた。多数の意見が寄せられた他のパラグラフは、パラ43、65～66、68（一部）およびパラ77である。まったく同一の文面による意見書が50件以上あり、これらは単一の意見書として扱われた。意見書を提出した個人は、自らを教授、研究者、アーティスト、市民、性的虐待サバイバーなどと紹介していた。

**４．国連・子どもの権利委員会による関連の総括所見（一部）**

（１）日本の第４回・第５回統合提起報告書に関する総括所見（2019年）

* 総括所見抜粋

46．……委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

* 1. あからさまな性的活動に従事する子ども（または主として子どもとして描かれている者）の画像および表現または性的目的で子どもの性的部位を描いたあらゆる表現の製造、流通、配布、提供、販売、これらの表現へのアクセス、その閲覧および所持を犯罪化すること。（Criminalize the production, distribution, dissemination, offering, selling, accessing, viewing and possession of images and representations of children, or persons predominantly depicted as children, engaging in explicit sexual activities, or any representation of the sexual parts of a child for sexual purposes）
  2. 「女子高生サービス」〔JKビジネス〕および児童エロチカなど、児童買春および子どもの性的搾取を促進しまたはこれにつながる商業的活動を禁止すること。（Ban commercial activities that facilitate or lead to child prostitution and sexual exploitation of children, such as *joshi kosei* services and child erotica）

（後略）

* 審査における関連のやりとり

サントベルク委員（ノルウェー）：OPSCについてもう少し具体的にご質問するべきかと思います。そこでこの点について少しお話ししてよいでしょうか。買春……いえ、子どもの表象であるポルノグラフィーの製造、流通、配布、提供、販売、アクセス等々の犯罪化についてコメントしていただけますか。また、「女子高生サービス」〔JKビジネス〕や児童エロチカのような、児童買春および子どもの性的搾取を促進しまたはこれにつながる商業的活動の禁止についてはいかがでしょうか。オンラインおよびオフラインでの子どもの売買、児童買春および児童ポルノについて捜査し、制裁を科すための取り組みを強化する計画はお持ちですか。このぐらいです。ありがとうございました。

法務省：……刑法175条については、これはわいせつな物を陳列したり頒布した場合に処罰する規定です。これに関連して、着エロ――着衣の子どもです――エロチックな方法により着衣の子どもを撮った場合、撮影したような、いわゆる着エロ、あるいはイメージビデオについては対処が不十分ではないかというご質問かと思いますが、児童ポルノ禁止法での処罰については、仮にいわゆる着エロでありますとかイメージビデオであった、そういう場合であったとしても、児童ポルノ禁止法の法律上の要件を満たせば児童ポルノに該当し、処罰が可能であるというふうに考えています。法務省からは以上です。

警察庁：……次に警察庁のタカタから、サントベルク委員の……。（通訳に混乱あり）再度、警察庁のタカタです。サントベルク委員から質問のありましたオンラインの性的搾取、またJKビジネスに関してお答えをいたします。まずオンラインの性的搾取については、最近日本国内においてはインターネット上の、いわゆるSNSに起因する児童の性的被害、たとえば児童ポルノですとか児童買春の被害が増加傾向にあり、警察としてこの被害防止に尽力しているところであります。具体的には、警察では、各種法令を適用した違法情報の取締りや、インターネット上での不適切な書き込みを行なった児童に対して指導を行なう等の取り組みを推進しておりますほか、関係機関と連携して保護者に対する啓発活動を強化し、また児童に対する情報モラル教育を推進しております。さらに、インターネット接続機器に関しましてフィルタリングの利用促進をしており、不適切なウェブページについて児童の閲覧を防止する取り組みを推進しております。また、SNS事業者自身による対策強化の自主的な取り組みの強化にも支援をしているところであります。

　次にJKビジネスについてお答えをいたします。2017年の５月に関係府省対策会議におきまして「今後の対策」というものを取りまとめております。この「今後の対策」に基づきまして、政府を挙げてJKビジネスの取締りの強化、相談体制の充実、教育啓発の強化等に取り組んでいるところであります。警察では、その実態把握に努めながら、労働基準法や児童福祉法等に違反する行為について積極的に取り締まっているところでありまして、JKビジネスに従事する児童等に対する保護もしております。今後も、2017年にとりまとめられました「今後の対策」を踏まえまして、取り組みをさらに推進していきたいと考えております。以上です。

（２）他の国に関する総括所見の例（OPSC関連）

* ベルギー（2010年）

27．……委員会は、選択議定書の批准時に締約国が行なった宣言および同意に関する締約国の国内法（2006年２月９日）に掲げられた児童ポルノの定義が、子どもを視覚的に表現したものに限られていることを懸念するものである。

28．委員会は、児童ポルノに関する国内法において、実際のまたはそのように装ったあからさまな性的活動に従事する子どもをいかなる手段によるかは問わず描いたあらゆる表現または主として性的目的で子どもの性的部位を描いたあらゆる表現が対象とされることを確保するため、締約国が刑法を改正するよう勧告する。

* ベラルーシ（2011年）

18．……とくに、締約国は以下の行為を犯罪化するべきである。

* 1. （略）
  2. （略）
  3. バーチャルな児童ポルノ、あからさまな性的活動に従事する子どもを描いているわけではない子どもの挑発的描写（児童エロチカ）を含む児童ポルノを配布し、輸入し、輸出し、提供し、販売し、所持し、または情を知ってこれにアクセスしもしくはこれを閲覧すること。
  4. これらのいずれかの行為を奨励する資料の製造および配布。
* スウェーデン（2011年）

26．児童ポルノの多くの側面（このような資料の閲覧など）が犯罪とされていること、および、児童ポルノについての刑法上の規定における子どもの定義がより幅広いものとなっていることは歓迎しながらも、委員会は、締約国の刑法で選択議定書に掲げられたすべての犯罪が網羅されているわけではないことを、依然として懸念する。とくに、委員会は以下のことを深く懸念するものである。

* 1. 子どもの性的虐待を描写した文字情報および音声が禁じられていないこと。
  2. 子どもの第二次性徴期の発達が終了しているとき、または子どもが未成年であることが写真および付帯状況から明らかでないときは、児童ポルノの描写、配布、購入、譲渡等が犯罪とされないこと。
  3. 児童ポルノ関連の犯罪が、スウェーデン刑法第６章の性犯罪ではなく同第16章の「公の秩序」犯罪と見なされていること。
  4. あらゆる種類のポルノ的画像が禁じられているにも関わらず、個人的閲覧用のクラフトスケールの制作およびその後の描画の所持については例外が認められていること。
  5. 子どものポルノ的描画の輸入および輸出が法律で明示的に禁じられていないこと。
  6. （略）
  7. （略）
* スイス（2015年）

21．……とくに、委員会は以下のことを懸念するものである。

* 1. （略）
  2. 締約国において、情報通信技術を利用して性的目的で子どもを勧誘すること（グルーミング）および性的メッセージまたは写真を交換すること（セクスティング）をとくに取り上げた法律が定められていないこと。
  3. 児童ポルノ〔に関連する禁止行為〕の定義に、裸の子どもを映しているものの特定の文脈に照らしてポルノ的とはみなされない画像およびビデオの製造、販売および配布が含まれていないこと。
  4. 選択議定書上の犯罪を処罰する刑法の規定のなかに、いまなお16歳までの子どもしか保護の対象としていないもの（とくに子どもをポルノ的資料に接触させることを処罰する規定）があること。

22．委員会は、締約国が、刑法その他の関連の法律を、選択議定書第２条および第３条と完全に一致させる目的で引き続き検討しかつ改正するよう勧告する。とくに、締約国は以下の措置をとるべきである。

* 1. （略）
  2. 情報通信技術を利用して性的目的で子どもを勧誘すること（グルーミング）および性的メッセージまたは写真を交換すること（セクスティング）ならびに特定の文脈における裸の子どもの画像またはビデオの製造、販売および配布を含む、選択議定書上のすべての犯罪が明示的に犯罪とされることを確保すること。
  3. 18歳未満のすべての子どもが刑法によって全面的に保護されることを確保すること。